

資料59 最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）



首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	10.5	第3回日豪外務・防衛閣僚協議（東京） ☆①日豪安全保障協力（ACSA署名の歓迎、日豪情報保護協定の交渉加速化など）、②日米豪3か国協力、③韓国哨戒艦沈没事件、④核軍縮不拡散、⑤地域的枠組み、⑥地域情勢について議論
	10.5	日豪防衛相会談（東京） ☆①両国の防衛政策、②日豪防衛協力、③地域の安全保障情勢について意見交換を実施
	10.10	日豪防衛相会談（ハノイ（ADMMプラス）） ☆今後の防衛協力は、共同訓練、人道支援・災害救援活動などの場面でACSAを活用するなど、具体的な実施段階に移行させていくことが重要との認識で双方が一致
	11.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆①将来の日豪安保・防衛協力に関するビジョン、②日豪間の防災・災害救援協定、③日米豪3か国協力強化などについて、次回「2+2」において議論を深めることで一致
	12.6	防衛副大臣と豪国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆国際平和協力活動や装備・技術分野での協力の促進で一致
	12.9	第4回日豪外務・防衛閣僚協議（シドニー） ☆①地域の安全保障情勢、②日豪安保・防衛協力について意見交換を実施
	12.9	日豪防衛相会談（シドニー） ☆①両国の防衛政策、②日豪防衛協力について意見交換を実施
	12.9	日豪防衛相会談（東京） ☆①日豪防衛協力、③日米豪3か国協力について意見交換を実施
	13.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日豪防衛協力の進展で一致
	防衛当局者間の定期協議	10.4
10.9		海幕長訪豪
11.2		統幕長訪豪
11.2		空幕長訪豪
11.6		豪空軍本部長訪日
12.5		豪海軍本部長訪日
12.6		陸幕長訪豪
12.6		海幕長訪豪
12.10		豪国防軍司令官訪日
13.2		空幕長訪豪
部隊間の交流など	10.3	第11回日豪外務・防衛当局間協議
	10.10	第15回日豪防衛当局間協議
	11.4	第12回日豪外務・防衛当局間協議
	11.11	第16回日豪防衛当局間協議
	12.8	第13回日豪外務・防衛当局間協議
	12.11	第17回日豪防衛当局間協議
	10.5	日豪共同訓練の実施（海）
	10.8	日豪共同訓練の実施（海）
	11.7	日豪共同訓練の実施（空）
	12.6	日豪共同訓練の実施（海）
10.6	空自多用途支援機（U-4）のグアムへの派遣（日米豪3か国ハイレベル協議における豪州空軍部隊との交流）	
10.8	豪主催多国間海上共同訓練「カカドゥ10」への参加	
11.5	豪陸軍主催射撃競技会にオブザーバー派遣	
11.7	豪空軍機（F/A-18、C-17）の三沢基地訪問	
12.3	空自輸送機（C-130）のオーストラリアへの派遣	
12.5	豪陸軍主催射撃競技会（陸）	
12.9	豪主催多国間海上共同訓練「カカドゥ12」への参加	
13.2	空自空中給油・輸送機（KC-767）のオーストラリア派遣	
13.5	豪陸軍主催射撃競技会（陸）	
日米豪3か国の協力	12.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆日米豪防衛首脳共同声明を発出し、地域の安全・安定のための3か国協力を確認
	13.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日米豪防衛相共同声明を発出し、動的かつ柔軟な3か国防衛協力を促進することを確認
	11.1	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	13.2	日米豪安全保障・防衛協力会合（SDCF）
	10.6	日米豪共同訓練（海）
	11.7	日米豪共同訓練（海）
	12.2	日米豪共同訓練「コープ・ノース・グアム」（空）
	12.6	日米豪共同訓練（海）
	12.9	日米豪共同訓練（海）
	13.2	日米豪共同訓練「コープ・ノース・グアム」（空）
	13.5	日米豪射撃訓練（陸）
	13.6	日米豪共同訓練（海）
	10.6	日米豪3か国ハイレベル協議（グアム） （空幕長、米太平洋空軍司令官、豪空軍本部長）
	11.1	日米共同訓練「コープ・ノース・グアム」に豪空軍オブザーバー参加
12.2	日米共同方面隊指揮所演習に豪陸軍オブザーバー参加	
12.12	日米共同方面隊指揮所演習に豪陸軍少将が米太平洋軍副司令官として参加	

## 資料60 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

防衛首脳などの ハイレベルの会談等	10.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第9回シャングリラ会合））
	10.7	大臣政務官訪韓（ソウル） ☆国防部長官、大統領府外交安保首席秘書官などと会談
	11.1	日韓防衛相会談（ソウル） ☆北朝鮮問題、日韓防衛協力・交流などについて意見交換
	11.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆北朝鮮問題、日韓防衛協力・交流などについて意見交換
防衛当局者間の定期協議	10.2	統幕長訪韓
	10.4	海幕長訪韓
	10.12	日韓防衛次官会談（東京）
	11.7	海軍参謀総長訪日
	11.10	合同参謀議長訪日
	11.11	日韓防衛次官会談（韓国）
部隊間の交流など	10.7	第18回日韓防衛実務者対話（審議官レベル協議）
	10.12	第4回日韓防衛実務者対話作業部会（課長レベル協議）
	11.7	第19回日韓防衛実務者対話（審議官レベル協議）
	13.3	第20回日韓防衛実務者対話（審議官レベル協議）
	10.1	西部方面総監訪韓
	10.3	日韓初級幹部交流（韓国）（陸）
	10.4	日韓中級幹部交流（韓国）（空）
	10.7	日韓中級幹部交流（日本）（空）
	10.9	空軍南部戦闘司令官の訪日
	10.9	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（空）
	10.10	日韓初級幹部交流（日本）（陸）
	10.10	第2作戦司令官の訪日（陸）
	10.12	日韓下士官交流（韓国）（陸）
11.7	西部航空方面隊司令官訪韓	
11.9	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（空）	
11.10	鶏龍軍文化祭りへの陸自中央音楽隊参加	
11.11	日韓捜索救難共同訓練	
11.11	西部方面総監訪韓	
11.11	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（海）	
11.11	海自哨戒機P-3Cの訪韓（海）	
12.4	第2作戦司令官の訪日（陸）	
12.11	日韓指揮幕僚課程学生交流（韓国）（海）	
13.4	日米韓初級幹部交流（韓国）（陸）	
日米韓3か国の協力	10.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第9回シャングリラ会合）） ☆韓国哨戒艦沈没事件などについて意見交換
	10.7	米韓合同軍事演習に海上自衛官をオブザーバー派遣
	10.9	日米韓防衛実務者協議
	10.12	日米共同統合演習に韓国よりオブザーバー参加
	12.1	日米韓防衛実務者協議
	12.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆日米韓防衛相会談プレス声明を発出。地域の安全保障情勢について認識を共有するとともに日米韓3か国の防衛協力の価値を再確認
	12.6	日米韓共同訓練（海）
	12.8	日米韓共同訓練（海）
	13.1	日米韓防衛実務者協議
	13.5	日米韓共同訓練（海）
13.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日米韓防衛相会談共同声明を発出。地域の安全保障情勢について認識を共有するとともに、日米韓3か国の防衛協力を拡大することで一致	

## 資料61 最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	10.4	日印防衛相会談（デリー） ☆両国の防衛協力・交流、海上安全保障及び地域情勢などについて意見交換を行い、海賊対処、国連PKO、人道支援・災害救援などの分野における二国間協力の深化で一致
	11.11	日印防衛相会談（東京） ☆両国の防衛協力・交流、海上安全保障及び地域情勢などについて意見交換（「共同プレス発表」を発出）
	11.12	日印首脳会談（デリー） ☆海上安全保障分野での協力拡大を歓迎
	13.5	日印首脳会議（東京） ☆日印共同声明を発出し、海自とインド海軍間の定期的な訓練やUS-2にかかる二国間協力に向けた作業部会の設置を決定
	10.7	第1回日印次官級「2+2」対話（デリー）
	10.9	第2回日印防衛政策対話（デリー） 印海軍参謀長訪日 印空軍参謀長訪日
	11.2	陸幕長訪印
	12.10	第2回日印次官級「2+2」対話（東京） 第3回日印防衛政策対話（東京）
	12.11	空幕長訪印
	13.2	海幕長訪印 印陸軍参謀長訪日
13.5	陸幕長訪印	

防衛当局者間の定期協議	10.4	第7回日印安全保障対話、第6回日印防衛当局間協議
	11.5	第8回日印安全保障対話、第7回日印防衛当局間協議
部隊間の交流など	11.8	日印訓練演習オブザーバー（日本）（陸）
	12.1	日印訓練演習オブザーバー（インド）（陸）
	12.6	日印共同訓練（海）

## 資料62 最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	10.10	日中防衛相懇談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆両国が原点に立ち戻って「戦略的互恵関係」を推進していくことが重要であるとの認識で一致 ☆防衛当局間の海上連絡メカニズムの早期確立が必要であるとの認識で一致 ☆日中の防衛当局間で冷静に対話を進め、より一層相互理解を深めることおよび今後とも日中防衛交流を発展させることが重要であるとの認識で一致
	11.1	第12回日中安全保障対話（防衛・外務次官級協議）
	11.6	日中防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆両国の防衛当局間で冷静に対話を進め、日中防衛交流を安定的に推進することが「戦略的互恵関係」の基盤となり、両国の信頼・友好関係の強化と防衛政策等の透明性の向上につながるとの認識で一致 ☆防衛当局間の海上連絡メカニズムの確立に向け、可能な限り早期に第3回実務者協議を実施することで一致
	11.7	第9回日中防衛当局間協議（次官級協議）
	11.12	日中首脳会談（北京） ☆「戦略的互恵関係」の発展が重要との認識で一致。両国海洋関係機関と交流のプラットフォームとして「日中高級事務レベル海洋協議」を新たに立ち上げ
	10.2	陸幕長訪中
防衛当局者間の定期協議	10.7	日中防衛当局間の海上連絡メカニズムに関する第2回共同作業グループ協議
	12.6	日中防衛当局間の海上連絡メカニズムに関する第3回共同作業グループ協議
部隊間の交流など	10.6	中国人民解放軍済南軍区司令員訪日
	11.12	海自艦艇「きりさめ」訪中
	12.3	陸自中部方面総監訪中

## 資料63 最近の日露防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	11.6	防衛大臣と露副首相の会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆様々な防衛交流を通じて相互理解および信頼関係の強化を図ることが極めて重要であることで一致
	12.9	日露首脳会談（ロシア（ウラジオストクAPEC）） ☆安全保障・防衛分野での日露の協力を強化していくことで一致。
	12.10	防衛大臣と露安全保障会議書記との会談（東京）
	13.4	日露首脳会談（モスクワ） ☆外務・防衛閣僚級協議（「2+2」）を立ち上げることで合意 防衛当局間および部隊間交流の拡大やテロ・海賊対策を含む新たな協力分野を模索することについて一致
	10.6	露空軍総司令官訪日
	10.9	露軍参謀総長訪日
	12.6	統幕長訪露
	12.8	空幕長訪露
防衛当局者間の定期協議	10.7	第5回日露安保協議
	10.7	第10回日露防衛当局間協議
	12.4	第6回日露安保協議
	12.9	第11回日露防衛当局間協議
部隊間の交流など	10.7	海自艦艇の訪露（第11回日露捜索・救難共同訓練）
	10.10	露海軍艦艇の訪日
	11.9	露海軍艦艇の訪日（第12回日露捜索・救難共同訓練）
	12.8	露海軍艦艇の訪日
	12.9	海自艦艇の訪露（第13回日露捜索・救難共同訓練）

## 資料64 最近の東南アジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	ブルネイ	12.2	防衛事務次官ブルネイ訪問
		12.5	ブルネイ国防副大臣訪日
		13.6	統幕長ブルネイ訪問
	カンボジア	10.5	防衛副大臣カンボジア訪問
		10.10	防衛副大臣が会談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆日・カンボジア防衛協力および国際協力活動について意見交換。海上安全保障や能力構築支援等の分野で日カンボジア防衛協力を深めていくことで一致

首脳、防衛首脳などのハイレベルの会談など	インドネシア	10.1	防衛事務次官インドネシア訪問
		10.6	統幕長インドネシア訪問
		10.10	日インドネシア防衛相会談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆海洋をめぐる安全保障の問題や日・インドネシア防衛交流の促進について意見交換
		11.1	防衛大臣政務官インドネシア訪問
		11.1	日インドネシア防衛相会談（東京） ☆会談に先立ちインドネシア側から寄贈されたスディルマン將軍像の除幕式を実施。会談ではARF災害実動演習、地域における安全保障協力、日インドネシア防衛協力に関し、意見交換
		11.6	日インドネシア防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆日インドネシア防衛協力、地域情勢等について意見交換。災害救援や海洋安全保障の分野において両国で緊密に協力し、日インドネシア防衛協力を深化させていくことで一致
		11.6	日インドネシア首脳会談（東京） ☆防衛大臣協議の定期開催、外務・防衛当局間の政務・安保協議の開催、防衛分野での協力で一致
		11.9	空幕長インドネシア訪問
		11.11	海幕長インドネシア訪問
		12.2	防衛事務次官インドネシア訪問
		12.6	防衛副大臣とインドネシア国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆ADMM プラスにおける協力や防衛協力覚書について意見交換
		12.9	インドネシア空軍参謀長訪日
		13.1	陸幕長インドネシア訪問
	13.6	日インドネシア防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆防衛分野における協力の進展で一致	
	ラオス	10.3	日ラオス首脳会談 ☆安全保障・防衛分野での人的交流推進を確認
		10.5	防衛副大臣ラオス訪問
		12.3	日ラオス首脳会談 ☆安全保障・防衛分野における交流の推進を確認
		12.6	防衛事務次官とラオス国防副大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合））
	マレーシア	10.1	防衛事務次官マレーシア訪問
11.1		防衛大臣政務官マレーシア訪問	
13.1		空幕長マレーシア訪問	
ミャンマー	12.2	防衛事務次官ミャンマー訪問	
フィリピン	10.10	防衛副大臣とフィリピン国防大臣との会談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆地域情勢及びわが国周辺の安全保障環境について意見交換。日・フィリピン間防衛当局間で協力を深めていくことで一致。	
	11.1	防衛大臣政務官フィリピン訪問	
	11.9	日フィリピン首脳会談 ☆日比共同声明を発出し、両国関係を戦略的パートナーシップに位置づけることで一致。共同声明では海幕長とフィリピン海軍司令官の相互訪問、海自・比海軍間の幕僚協議の実施など、両国の防衛当局間の交流および協力の推進で一致。	
	11.11	海幕長フィリピン訪問	
	12.4	フィリピン海軍司令官訪日	
	12.6	統幕長フィリピン訪問	
	12.6	防衛副大臣フィリピン訪問（パシフィックパートナーシップ2012視察など）	
	12.7	日フィリピン防衛相会談 ☆防衛協力・交流に関する意図表明文書に署名 ☆日フィリピン防衛協力・交流、地域情勢等について意見交換。	
	12.9	フィリピン参謀総長訪日	
13.5	空幕長フィリピン訪問		
シンガポール	10.2	海幕長シンガポール訪問	
	10.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第9回シャングリラ会合）） ☆昨年度結ばれた防衛交流覚書に沿って防衛協力・交流を進めることで一致。	
	10.10	日シンガポール防衛相会談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆シンガポール側から、ADMM プラスの設立経緯などについて説明があり。日本を含む「プラス国」の参加を歓迎する発言があった。	
	11.1	防衛事務次官シンガポール訪問	
	11.2	陸幕長シンガポール訪問	
	11.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆東日本大震災への対応の教訓反省について、シンガポールから強い関心が示され、こうした情報について地域各国と共有し、地域の災害対処能力を向上させていくべきであるとの認識で一致	
	12.6	防衛副大臣とシンガポール国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆ADMM プラス防衛医学EWGの共同議長国として協力することを確認	
	12.7	日シンガポール次官級会談	
	12.10	日シンガポール防衛相会談 ☆二国間訓練及びWPNSの枠組みの下で行われる訓練を含む多国間の訓練や後方支援に関する協力で一致。2013年のブルネイでのADMM プラスにおける防衛医学EWGとHA/DR-EWGの演習への支持を表明	
	13.1	空幕長シンガポール訪問	
13.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合））		
タイ	10.8	タイ海軍司令官訪日	
	10.10	日タイ防衛相会談（ハノイ（ADMM プラス）） ☆日タイ防衛協力、ソマリア沖海賊対処活動における支援協力などについて意見交換	
	11.1	防衛大臣政務官タイ訪問	
	11.1	防衛事務次官タイ訪問	
	11.6	海幕長タイ訪問	
	12.1	防衛大臣政務官タイ訪問	
	12.11	タイ陸軍司令官訪日	
	13.1	空幕長タイ訪問	
13.1	陸幕長タイ訪問		

首脳、防衛首脳などのハイレベルの会談など	東ティモール	10.5 10.10 11.10 12.3	防衛副大臣東ティモール訪問 東ティモール国防担当国務長官訪日 東ティモール副首相訪日 東ティモール首相兼国防・治安大臣訪日
	ベトナム	10.1 10.2 10.10 11.6 11.9 11.10 11.12 12.1 12.5 12.6 12.6 12.11 13.4 13.5 13.5	防衛事務次官ベトナム訪問 海幕長ベトナム訪問 日ベトナム防衛相会談（ハノイ（ADMMプラス）） ☆日ベトナム防衛協力および地域情勢について意見交換。相互訪問等を通じ、ハイレベルを含むあらゆるレベルの防衛交流を進展させることが重要であるとの認識で一致 日ベトナム防衛相会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆日ベトナム防衛協力、南シナ海を含む地域情勢等について、意見交換。双方は、タイン大臣の本年中の早期訪日を実現し、両国の防衛協力を深化させていくことで一致 空幕長ベトナム訪問 日ベトナム防衛相会談（東京） ☆海上安全保障の問題を含む国際及び地域の安全保障情勢について意見交換を実施 ☆ハイレベルの相互訪問や防衛次官級協議の定例化を含め日越の戦略対話を強化していくことで一致 ☆防衛協力・交流覚書に署名 ベトナム海軍司令官訪日 防衛大臣政務官ベトナム訪問 統幕長ベトナム訪問 日ベトナム次官会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ベトナム防空・空軍司令官訪日 第1回日ベトナム防衛次官級協議（ハノイ） ベトナム総参謀長訪日 海幕長ベトナム訪問 空幕長ベトナム訪問
	多国間での安全保障対話における二国間会談など	10.3 10.6 10.10 11.7 11.9 11.10 12.6 12.11 13.3	第2回日ASEAN諸国防衛当局次官級会合（東京（次官級会談は以下のとおり）） ブルネイ国防次官、カンボジア国防次官、インドネシア国防副次官、ラオス国防次官、マレーシア国防次官、フィリピン国防次官、ベトナム国防次官 第9回シャングリラ会合（シンガポール（統幕長級会談は以下のとおり）） インドネシア国軍司令官シンガポール国軍司令官 第13回CHOD（韓国（統幕長級会談は以下のとおり）） フィリピン国軍参謀総長シンガポール国軍司令官 第7回PACC（シンガポール（統幕長級会談は以下のとおり）） インドネシア陸軍参謀総長、シンガポール陸軍司令官、タイ陸軍司令官、ベトナム人民軍総参謀長 第3回日ASEAN諸国防衛当局次官級会合（東京（次官級会談は以下のとおり）） カンボジア国防長官、インドネシア国防次官、マレーシア国防次官、ミャンマー国防副大臣、フィリピン国防次官、ベトナム国防次官 第14回CHOD（ハワイ（統幕長級会談は以下のとおり）） マレーシア国防軍司令官シンガポール国軍司令官 第11回シャングリラ会合（シンガポール（統幕長級会談は以下のとおり）） フィリピン国軍参謀総長、シンガポール国軍司令官 第15回CHOD（シドニー（統幕長級会談は以下のとおり）） タイ、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン 第4回日ASEAN諸国防衛当局次官級会合（東京（次官級会談は以下のとおり）） ブルネイ国防次官、インドネシア国防次官、ラオス国防次官、マレーシア国防次官
防衛当局者間の定期協議	カンボジア	10.6 12.2 13.5	第1回日カンボジア外務・防衛当局間協議、第1回日カンボジア防衛当局間協議 第2回日カンボジア防衛当局間協議 第2回日カンボジア外務・防衛当局間協議、第3回日カンボジア外務・防衛当局間協議
	インドネシア	10.9 11.11	第3回日インドネシア防衛当局間協議 第1回日インドネシア外務・防衛当局間協議、第4回日インドネシア防衛当局間協議
	フィリピン	10.8 12.3 13.5	第4回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第4回日フィリピン防衛当局間協議 第5回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第5回日フィリピン防衛当局間協議 第6回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第6回日フィリピン防衛当局間協議
	シンガポール	10.10 11.11	第11回日シンガポール防衛当局間協議 第12回日シンガポール防衛当局間協議
	タイ	10.9 11.9 13.3	第9回日タイ外務・防衛当局間協議、第9回日タイ防衛当局間協議 第10回日タイ外務・防衛当局間協議、第10回日タイ防衛当局間協議 第11回日タイ外務・防衛当局間協議、第11回日タイ防衛当局間協議
	ベトナム	10.4 10.12 11.12 12.12	第6回日ベトナム外務・防衛当局間協議、第6回日ベトナム防衛当局間協議 第1回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話 第7回日ベトナム防衛当局間協議、第2回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話 第3回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話
	マレーシア	11.7 12.11	第3回日マレーシア防衛当局間協議 第4回日マレーシア防衛当局間協議
	部隊間の交流など	東南アジア諸国および多国間での交流など	10.2 10.8 10.10 11.2 11.3 11.7 12.2 12.2 13.3

## 資料65 最近の日英防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

首脳、防衛首脳などの ハイレベルの会談など	10.6	防衛大臣と英国防大臣の意見交換（シンガポール（第9回シャングリラ会合）） ☆国際平和協力活動、わが国周辺の安全保障環境、海上交通路の安全確保などについて意見交換	
	10.9	防衛大臣政務官英国訪問	
	10.11	国防大臣議会秘書官訪日	
	10.12	防衛大臣政務官と英国防政務次官の意見交換（第7回マナーマ対話）	
	11.4	国防政務官（装備・支援・技術担当）訪日	
	11.6	日英防衛次官会談（シンガポール（第10回シャングリラ会合）） ☆東日本大震災の対応や今後の日英防衛協力などについて意見交換	
	11.10	日英防衛相会談（東京） ☆防衛協力・交流について協力関係が深まっているとの認識で一致し、さらに発展させるべく、新たな日英防衛協力の策定作業を開始することで一致	
	12.4	日英首脳会談（東京） ☆政府間の情報保護協定の交渉開始、防衛協力覚書署名への支持、共同開発および共同生産のための適当な防衛装備品等の特定などを決定	
	12.6	防衛副大臣と英国防閣外大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆防衛交流に関する覚書の取り交わし、装備、技術を含む各分野での協力の発展に向け取り組むことを確認	
	13.1	日英次官会談（ロンドン） ☆装備分野、サイバー分野を含めた今後の日英防衛協力等について意見交換	
	13.6	日英防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日英間の防衛協力・交流の進捗や地域情勢について意見交換	
	防衛当局者間の定期協議	10.5	空幕長訪英
		11.3	第1海軍卿兼英国海軍参謀長訪日
11.8		空軍参謀長訪日	
12.2		海幕長訪英	
12.6		陸幕長訪英	
防衛当局者間の定期協議	11.2	第11回日英外務・防衛当局間協議、第7回日英防衛当局間協議	
	13.1	第12回日英外務・防衛当局間協議、第8回日英防衛当局間協議	
部隊間の交流など	10.2	研究開発実務者交流（日本）（陸）	
	10.10	日英部隊間交流（英国）（陸）	
	10.12	日英部隊間交流（日本）（陸）	
	11.10	日英部隊間交流（日本）（海）	
	12.2	日英部隊間交流（英国）（陸）	
	12.2	日英部隊間交流（日本）（陸）	

## 資料66 最近の欧州およびその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

防衛首脳などの ハイレベルの会談等	ベルギー	10.5	空幕長ベルギー訪問
		10.5	防衛大臣政務官ベルギー（NATO司令部）訪問
	フランス	10.5	防衛大臣政務官フランス訪問
		10.5	空幕長フランス訪問
		10.9	フランス海軍参謀長訪日
		11.10	日仏首脳会談 ☆日仏情報保護協定を締結
		12.6	防衛副大臣とフランス国防大臣との会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合）） ☆装備、技術分野における今後の協力の可能性を検討することで一致
	ドイツ	13.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第12回シャングリラ会合）） ☆日仏間の防衛協力の交流の状況や地域情勢について意見交換
		10.9	防衛大臣政務官ドイツ訪問
		10.12	防衛大臣政務官と独国防次官の意見交換（第7回マナーマ対話）
		12.2	陸幕長ドイツ訪問
	イタリア	12.2	海幕長ドイツ訪問
		13.4	ドイツ陸軍総監訪日
		10.2	イタリア国防副大臣訪日
	イタリア	11.2	海幕長イタリア訪問
		12.6	イタリア国防大臣訪日 ☆防衛交流・協力の意図表明文書に署名するとともに、日伊間の協力を新たな段階に発展させるべく協力して行くことで一致
	スペイン	13.1	日スペイン次官会談
	ポーランド	13.3	日ポーランド防衛相会談
	ルーマニア	10.4	ルーマニア国軍参謀総長訪日
	グルジア	10.10	グルジア国防次官訪日
ノルウェー	12.5	防衛大臣政務官 ノルウェー訪問	
スウェーデン	12.5	防衛大臣政務官 スウェーデン訪問	
トルコ	10.6	トルコ海軍司令官訪日	
	11.2	海幕長トルコ訪問	
	12.7	防衛事務次官トルコ訪問 ☆防衛協力・交流の意図表明文書に署名	
	13.3	日トルコ防衛相会談	
カザフスタン	12.7	防衛事務次官カザフスタン訪問	

防衛首脳などのハイレベルの会談等	カナダ	10.6 10.11 11.5 11.8 12.6	海幕長カナダ訪問 カナダ航空参謀長訪日 カナダ海軍参謀長訪日 日加次官級「2+2」対話 日加次官会談（シンガポール（第11回シャングリラ会合））	
	モンゴル	12.1 12.11	日モンゴル防衛相会談（モンゴル） ☆日モンゴル防衛協力・交流の覚書に署名 ☆次官級会合や幕僚長レベルのハイレベル交流などの防衛交流の推進で合意 ☆国連PKO等における協力関係強化の重要性で認識を共有 日モンゴル次官級協議（モンゴル）	
	ニュージーランド	10.10 11.2 11.10	日ニュージーランド防衛相会談 統幕長ニュージーランド訪問 ニュージーランド陸軍司令官訪日	
	ネパール	11.1	防衛大臣政務官ネパール訪問	
	バーレーン	10.12 12.4 12.5	防衛大臣政務官とバーレーン国防担当国務相の意見交換（第7回マナーマ対話） 日バーレーン防衛交流に関する覚書に署名 防衛大臣政務官バーレーン訪問	
	パキスタン	13.2	海幕長パキスタン訪問	
	中東	10.5 10.12 11.7 12.5 12.11 13.3	防衛大臣政務官シリア・イスラエル訪問 防衛大臣政務官ジブチ共和国・バーレーン王国訪問 防衛副大臣ジブチ共和国訪問 防衛大臣政務官イスラエル訪問 防衛大臣政務官ジブチ・ヨルダン・イスラエル訪問 サウジアラビア国防副大臣訪日	
	多国間	11.7	第7回PACC（シンガポール（陸幕長級会談は以下のとおり）） カナダ地上軍参謀長、チリ陸軍総司令官	
	防衛当局者間の定期協議	カナダ	10.3 12.4	第6回日カナダ外務・防衛当局間協議 第7回日カナダ外務・防衛当局間協議、第8回日カナダ防衛当局間協議
		フランス	10.10 11.7 12.1 13.2	第13回日フランス外務・防衛当局間協議、第13回日フランス防衛当局間協議 第14回日フランス外務・防衛当局間協議、第14回日フランス防衛当局間協議 第15回日フランス外務・防衛当局間協議 第16回日フランス外務・防衛当局間協議、第15回日フランス防衛当局間協議
ドイツ		10.6 10.10 11.11 12.9	第12回日ドイツ外務・防衛当局間協議 第10回日ドイツ防衛当局間協議 第13回日ドイツ外務・防衛当局間協議 第11回日ドイツ防衛当局間協議	
イタリア		12.9	第1回日イタリア防衛当局間協議	
エストニア		13.3	エストニア国防軍司令官訪日	
ニュージーランド		10.12	第6回日ニュージーランド防衛当局間協議	
パキスタン		10.5 12.8	第4回日パキスタン安全保障対話、第5回日パキスタン防衛当局間協議 第6回日パキスタン防衛当局間協議	
NATO		10.7 11.10 12.5 13.4	第10回日NATO高級事務レベル協議 第11回日NATO高級事務レベル協議 第12回日NATO高級事務レベル協議 NATO事務総長訪日	
スウェーデン		11.12 12.12	第1回日スウェーデン防衛当局間協議 第2回日スウェーデン防衛当局間協議	
ノルウェー		13.2	第1回日ノルウェー防衛当局間協議	
パキスタン		12.8	第6回日パキスタン防衛当局間協議	
モンゴル		13.1	第1回日モンゴル外務・防衛安全保障当局間協議 第1回日モンゴル防衛当局間協議	

## 資料67 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要

### 1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

### 2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為。

(1)船舶強取・運航支配 (2)船舶内の財物強取等 (3)船舶内にある

者の略取 (4)人質強要 (5)(1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

### 3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2(1)～(4)：無期又は5年以上の懲役。人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
- (2) 2(5)①・②：5年以下の懲役
- (3) 2(5)③：3年以下の懲役

### 4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2(5)2)の制止に当たり、他の

制止の措置に従わず、なお2(5)2)の行為を継続しようとする場合に、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

## 5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣

総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。

- (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。  
 (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。  
 (4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4(2)を準用。

### 資料68 海上警備行動と海賊対処行動の比較

行動類型	海上警備行動	海賊対処行動
発令要件	海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合
発令権者・発令手続	防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て発令	・防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て発令 ・防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を受けようとするときは、対処要項を作成して内閣総理大臣に提出
国会報告	規定はない。	内閣総理大臣は、海賊対処行動を承認したときおよび同行動が終了したとき、遅滞なく国会に報告
保護対象船舶	わが国関係船舶	あらゆる船舶
自衛隊の権限	海上保安庁法第16条（付近にある人及び船舶に対する協力の求め）、第17条第1項（質問・立入検査）および第18条（航路の変更や停船等）の準用（自衛隊法第93条）	海上保安庁法第16条（付近にある人及び船舶に対する協力の求め）、第17条第1項（質問・立入検査）および第18条（航路の変更や停船等）の準用（海賊対処法第8条）
武器の使用（注）	警察官職務執行法第7条の準用により、自己もしくは他人に対する防護または公務執行に対する抵抗の抑止を目的として、事態に応じ合理的に必要とされる限度において武器を使用することが可能。ただし、正当防衛、緊急避難などに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。	・同左 ・このほか、現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができる。

(注) いずれの行動においても、自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）の規定による武器の使用が可能。

### 資料69 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和協力法	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年1月15日失効)
目的	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の4(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 国連平和維持活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国以外の領域（公海を含む。） （紛争当事者間の停戦合意および受け入れ国の同意が必要）	○ わが国領域 ○ 外国の領域（当該外国およびイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要）(注1) ○ 公海およびその上空（注1）	○ わが国領域 ○ 外国（インド洋沿岸国などに限る）の領域（当該外国の同意が必要）(注1) ○ 公海（インド洋などに限る）およびその上空（注1）
国会承認	○ 自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議（注2）	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）	(注3)
国会報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注2) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注3) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。



資料70 自衛隊が行った国際平和協力活動

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

(2013.5.31 現在)

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	ヘルシャ湾など	04.2.20～04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
航空自衛隊	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	01.11～	約320人	・各国艦船への補給など
航空自衛隊	在日米軍基地など	07.11	—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋	08.1～10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容	
PKO	国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
		施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路・橋などの修理など ・UNTAC構成部門等に対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
PKO	国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
		輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
人道	ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
		空輸派遣隊	94.9～12	118人	/	・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
PKO	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) (ゴラン高原)	司令部要員	96.2～13.1	1～13次要員：2人 14～17次要員：3人	38人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
		輸送部隊	96.2～13.1	1～33次要員：43人 34次要員：44人	1,463人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
人道	東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～0.2	113人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
人道	アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人	/	・UNHCRのための救助物資の航空輸送
PKO	国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) 02.5.20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	司令部要員	02.2～04.6	1次要員：10人 2次要員：7人	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
		施設部隊	02.3～04.6	1～2次要員：680人 3次要員：522人 4次要員：405人	2,287人	・PKOの活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
人道	イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人	/	・UNHCRのための救助物資の航空輸送
人道	イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人	/	・イラク被災民救援のための物資等の航空輸送
PKO	国連ネパール政治ミッション (UNMIN)	軍事監視要員	07.3～11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
PKO	国連スーダンミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10～11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容	
PKO	国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)	司令部要員	10.2~13.1	2人	12人	・MINUSTAH司令部において、施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
		施設部隊	10.2~13.2	1次要員：203人 2次要員：346人 3~4次要員：330人 5~6次要員：317人 7次要員：297人 撤収支援要員：44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設等
PKO	国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)	軍事連絡要員	10.9~12.9	2人	8人	・東ティモール内各地における、治安状況についての情報収集
PKO	国連南スーダンミッション(UNMISS)	司令部要員	11.11~	3人	9人	・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画及び調整
		派遣施設隊	12.1~	1次要員：約210人 2~3次要員：約330人	824人	・道路等のインフラ整備等
		現地支援調整所		1次要員：約30人 2~3次要員：約20人	64人	・施設部隊が行う活動に係るUNMISS等との協議及び調整 ・後方補給業務等に関する調整

(注) 1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)および航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

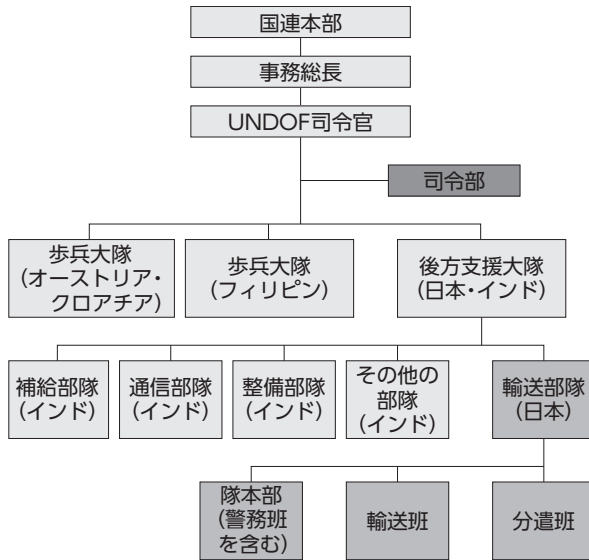
#### (5) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動(ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13~12.9	80人	・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人	・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送(地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23~11.22	426人	・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅)の海上輸送
インド国際緊急援助活動(地震災害)	物資支援部隊	01.2.5~2.11	16人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人	・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送(地震災害)	空輸部隊	03.12.30~04.1.6	31人	・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動(地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28~05.1.1	590人	・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助活動(地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6~05.3.23	22人	・国際緊急援助活動などに係る統合調整 ・国際緊急援助活動などに係る関係機関、外国軍隊などとの連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人	・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資などの輸送
	空輸部隊		82人	・援助物資などの航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助活動	海上派遣部隊	05.8.5~05.8.10	346人	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助活動(地震災害)	航空援助隊	05.10.12~05.12.2	147人	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	06.6.1~06.6.22	149人	・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	09.10.5~09.10.17	12人	・医療活動
	統合連絡調整所		21人	・インドネシア共和国関係機関、関係国等との調整
ハイチ国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	10.1.18~10.2.16	104人	・医療活動
	空輸部隊		97人	・国際緊急援助隊等の航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	統合連絡調整所		33人	・ハイチ共和国関係機関、関係国等との調整
パキスタン国際緊急援助活動(水害)	航空援助隊	10.8.20~10.10	184人	・人員・援助物資などの航空輸送
	統合運用調整所		27人	・パキスタン関係機関、関係国等との調整
	海上輸送隊		154人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人	・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送

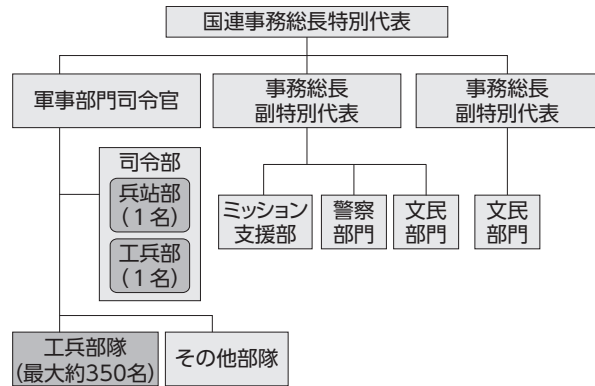
	派遣期間	人数	主な業務内容
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員および物資の輸送（地震災害）	空輸部隊 11.2.23～3.3	40人	・国際緊急援助隊等の航空輸送

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体へ故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。  
2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者（11人）も含む。

資料71 UNDOFの組織（派遣当時）



資料72 MINUSTAHの組織（派遣当時）



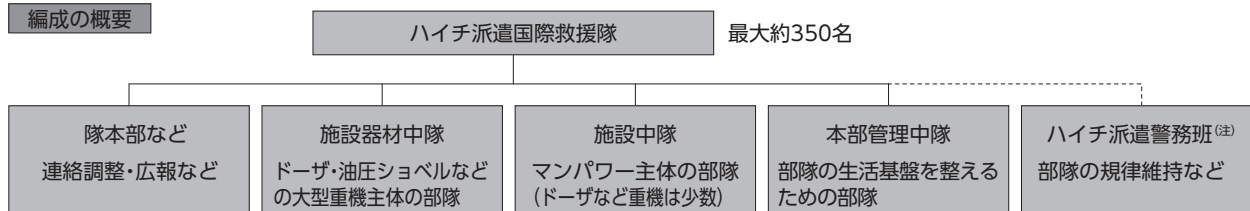
(注) ( )内の人数はMINUSTAHへ派遣したわが国要員の派遣人数。

資料73 ハイチ派遣国際救援隊の概要

活動内容

がれき  
瓦礫の除去、整地、道路補修、軽易な施設の建設など

編成の概要



(注) 司法警察業務に関する指揮を除く。

※ 撤収に際しては、編成を一部変更し、撤収支援隊を隷下に保持。

資料74 大量破壊兵器などの軍事管理・軍縮・不拡散関連条約など（核兵器）

(2013.6.30現在)

区分	条約など	概要（目的など）
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○核不拡散 米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器の取得等を禁止</li> <li>○核軍縮 核兵器国が、核軍縮交渉を誠実に進行する義務を規定</li> <li>○原子力の平和的利用 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条）</li> <li>○70（昭和45）年発効</li> <li>○締約国 190か国</li> <li>○主な未加盟国 インド、パキスタン、イスラエル等</li> </ul>

区分	条約など	概要(目的など)
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)	○宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発および他の核爆発を禁止 ○署名国 183 か国 批准国 159 か国 (発効要件国 44 か国のうち署名国 41 か国、批准国 36 か国) ○CTBT 発効の要件である、特定の 44 か国すべての批准が必要とされる中で、一部の発効要件国の批准の見通しが立っておらず、条約は未発効 ○主な未加盟国 米国、中国、イラン、北朝鮮、インド、パキスタン
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group)	○核兵器開発に使用される資機材・技術の輸出管理を通じて、核兵器の拡散を防止 ○78 (昭和53) 年成立 (74 (昭和49) 年のインドの核実験を契機) ○参加国 46 か国

## 資料75 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など (生物化学兵器)

(2013.6.30 現在)

区分	条約など	概要(目的など)
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約	生物兵器禁止条約 (BWC: Biological Weapons Convention)	○生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを目的とする。 ○75 (昭和50) 年発効 ○締約国: 165 か国 ○主な未加盟国 イスラエル
	化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention)	○化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものであり、その実効性を確保するために、厳格な検証制度を定めている。 ○CWC の発効に伴い、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに化学兵器禁止機関 (OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons) が 97 (平成9) 年に設立 ○97 (平成9) 年発効 ○締約国: 189 か国 ○主な未加盟国 イラク、イスラエル、シリア、エジプト
不拡散のための輸出管理体制	オーストラリア・グループ (AG: Australia Group)	○生物・化学兵器の原材料、製造設備、関連技術の輸出規制を通じて、生物・化学兵器の拡散防止を行っている。 ○85 (昭和60) 年発効 ○参加国 41 か国

## 資料76 国際機関への防衛省職員の派遣実績

(2013. 6.30 現在)

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9~02.6.30、04.8.1~07.8.1	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (将補) ※
97.6.23~00.6.25	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (1 尉)
02.10.1~07.6.30	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局運用・計画部長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (1 佐)
05.7.11~09.7.11	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (3 佐)
09.1.9~13.1.8	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官 1 名 (3 佐)
02.12.2~05.6.1	国連平和維持活動局 (国連 PKO 局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官 1 名 (2 佐)
05.11.28~08.11.27	国連平和維持活動局 (国連 PKO 局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官 1 名 (2 佐)
11.1.15~	国連平和維持活動局 (国連 PKO 局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官 1 名 (2 佐)

※ OPCW 査察局長については、07.8.1 付での自衛官退官後も引き続き 09.7 まで勤務した。

## 資料77 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など (運搬手段 (ミサイル))

(2013. 6.30 現在)

区分	条約など	概要(目的など)
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation)	○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意 ○02 (平成14) 年採択 ○参加国 134 か国
不拡散のための輸出管理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR: Missile Technology Control Regime)	○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。 ○87 (昭和62) 年設立 ○参加国 34 か国